

# 日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

# News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 塩野・溝口・谷井・日山

## 平成27年度税制改正 その他の税目

先月号では主に法人税法の税制改正を紹介しましたが、今回はほかの税目に関する税制改正を紹介します。

税の課税対象とする)

- ③たばこ税の見直し：旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を段階的に縮減・廃止
- ④エコカー減税（自動車重量税）の見直し：減免税車の対象範囲を見直したうえで2年延長

### 個人所得課税

- ①NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置）の拡充
  - ・NISAの投資上限額の引き上げ：年間100万円→120万円
  - ・ジュニアNISAの創設：20歳未満の者の口座開設が可能。年間投資上限額80万円
- ②住宅ローン減税等の適用期限を平成31年6月30日までに延長

### 納税環境整備

- ①財産債務明細書の見直し：提出基準、記載事項等を見直し
- ②無申告加算税の不適用制度の見直し：特例を受けるための期限後申告書の提出期限の延長

### 資産課税

- ①住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充：非課税枠が1000万円から3000万円に

## 受取配当等に係る負債利子控除 改正の適用初年度は計算に注意

27年度改正では、受取配当等益金不算入制度について株式等の区分が改正され、負債利子控除の対象が「関連法人株式等」に限定されました。

改正法の適用初年度となる28年3月期では、全ての法人が“原則法”で控除負債利子額の計算をすることになりますが、この際、改正前の27年3月期（前期）分についても「期末関連法人株式等」の帳簿価額を算定する必要がある点に注意が必要です。また、27年3月期末（前期末）の「総資産の帳簿価額」についても改正後の規定により算定をし直す必要があります。

### 消費課税

- ①消費税率引き上げ時期の変更及びこれに伴う対応
  - ・消費税率10%への引き上げ時期を平成29年4月1日に変更
  - ・景気判断条項を削除
- ②国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し：国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費

## ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 6月分源泉所得税の納付                       | 納付期限.....7月10日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....7月31日 |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告             | 申告期限.....7月31日 |